

くらしの法律救急箱

第41回 損害賠償請求のギモン

損害賠償請求はどのような場合にできますか？

A₁

民法は、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」と定めており、損害賠償請求が認められるには、これらの要件を満たすことが必要です。

まず、加害者に「故意又は過失」があることが必要ですが、争われることが多いのが「過失」の有無です。「過失」とは、予見可能な結果について結果回避義務の違反があったことを指します。

つまり、予見すらできない場合や、予見できたとしても結果を避けることが不可能な場合には過失が認められません（↓Q2）。

次に、権利又は法律上保護される利益が侵害されていることが必要です。物を壊されたのであれば、「物の所有権」の侵害があったといえますが、法律に規定を持たないものについても、「法律上保護される利益」と認められれば、その侵害行為に対する損害賠償請求が認められます。ただし、他者が持つ権利とのバランスが問題となることが多いのです（↓Q3）。

また、賠償してもらうべき「損害」が発生していることが必要です。損害には、財産的損害と精神的損害

Q₁

があります。精神的損害とは精神的苦痛を被ったことを指し、これを金銭的に評価したものが慰謝料です（↓Q4）。

さらに、侵害行為と損害との間に因果関係がなければなりません（↓Q5）。そして、これらの要件はいずれも、原則として、被害者の側が証明しなければなりませんとされています。

Q₂

地震や台風によって起きた災害により被害を受けた場合、賠償請求をすることはできるのでしょうか？

A₂

例えば、東日本大震災では、津波に襲われた園児や職員の遺族が、避難方法や防災対策に不備があったとして、幼稚園や企業に損害賠償を求めて裁判を起こし、請求が認められている事例があります。

たとえ、天災地変によって生じた事故であっても、一定の防災対策は必要であることから、結果回避義務違反＝過失が認められる事例が増えています。

Q₃

「日照権」や「景観権」などは、法律上保護の対象となるのでしょうか。



弁護士 **小島幸保** (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録 (大阪弁護士会)。
2006年、小島法律事務所開設。

A
3

「日照権」や「景観権」は、近くに建物が建つこと
によって、自分の建物の日照や景観が著しく悪くなる
という場合に、建築の差止めや計画の変更を求めるに
当たって主張されるのが一般的です。

「日照権」は建物の日当たりを確保しようとする利
益、「景観権」は景観を保護しようとする利益をいい、
これらを直接定めた法律の規定はありませんが、日当
たりや景観が侵害される程度が、社会生活上一般に受
忍すべき限度 (受忍限度) を超えた場合は「違法」と
評価されることを裁判所も認めています。

ただし、近くに建てられる建物が建築基準法に適合
している場合、受忍限度を超えるという判断を勝ち取
ることは容易ではないといえるでしょう。

Q
4

**例えば交通事故に遭った場合、どのような内容の請
求が可能ですか。**

A
4

まず、現実に支出した治療費、入院費、車の修理費
などのほか、もらえるはずだったのに事故によっても
らえなくなった給料相当額を指す「休業損害」も請求
が可能です。これらは、領収証や見積書、給与明細な
どで金額を証明します。

また、入院や通院を余儀なくされたという精神的苦
痛に対する償いとして入院慰謝料も請求できます。

後遺障害が残ってしまった場合には、後遺障害慰謝料
のほか、後遺障害によって労働能力が一定程度失われ
ることを理由に、その割合に相当する収入の減少を補
てんするよう求めることとなります。

Q
5

**不法行為がなければ生じることのなかった損害は、
全て賠償してもらえるのでしょうか。**

A
5

不法行為と何らかの関係のある損害を全て加害者に
賠償させるとなれば、その範囲が無限に広がってしま
い、それは、加害者と被害者の公平の観点から望まし
くないと考えられています。法律上は、「通常生じる
であろう損害」を賠償させることを原則とし、特別の
事情による損害は、それを加害者が予見できたときの
み賠償請求が可能です。

例えば、旅行に向かう途中に交通事故に遭って旅行
をキャンセルした場合、その旅行代金は賠償請求が可
能となりますが、商談に向かう途中に交通事故に遭っ
て、結果的に商談が流れ、商談によって得られたはず
の利益を失ったという場合の損害について賠償責任が
認められる可能性は低いといえるでしょう。